

II-2 感染症発生報告体制（院内報告の基準）

1 報告を要する感染症

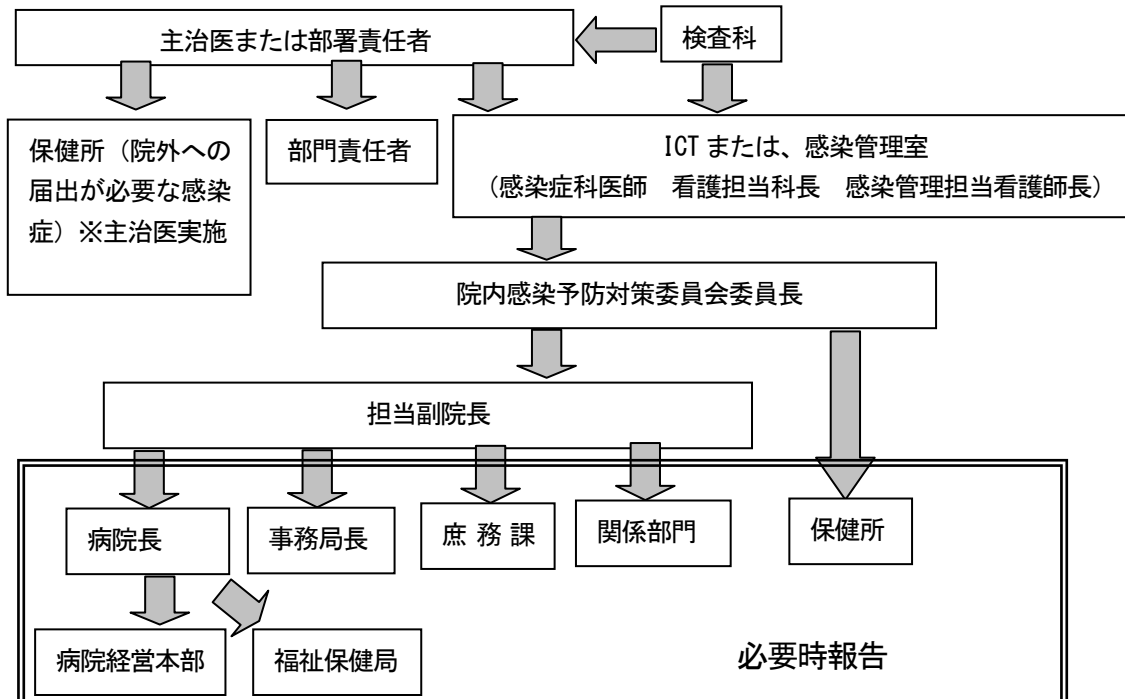
	外来患者	入院患者	職員
インフルエンザ	×	○	○
感染性腸炎（ノロ・ロタ・0-157 など）	×	○	○
流行性角結膜炎	×	○	○
結核	○	○	○
麻疹	×	○	○
風疹	×	○	○
水痘・播種性帯状疱疹	×	○	○
流行性耳下腺炎	×	○	○
マイコプラズマ	×	○	○
百日咳	×	○	○
溶連菌感染症	×	○	○
クロストリジウム・ディフィシル腸炎	×	○	○
疥癬	×	○	○
しらみ症	×	○	○
クロイツフェルト・ヤコブ	○	○	○

- ※ 確定診断時および臨床症状等から上記感染症が疑われる場合も同様とする。
- ※ 報告を要しない場合でも、環境や人を介して感染拡大が予想される場合は報告する。
- ※ 上記感染症の他、感染拡大の恐れがある感染症発生時は報告する。

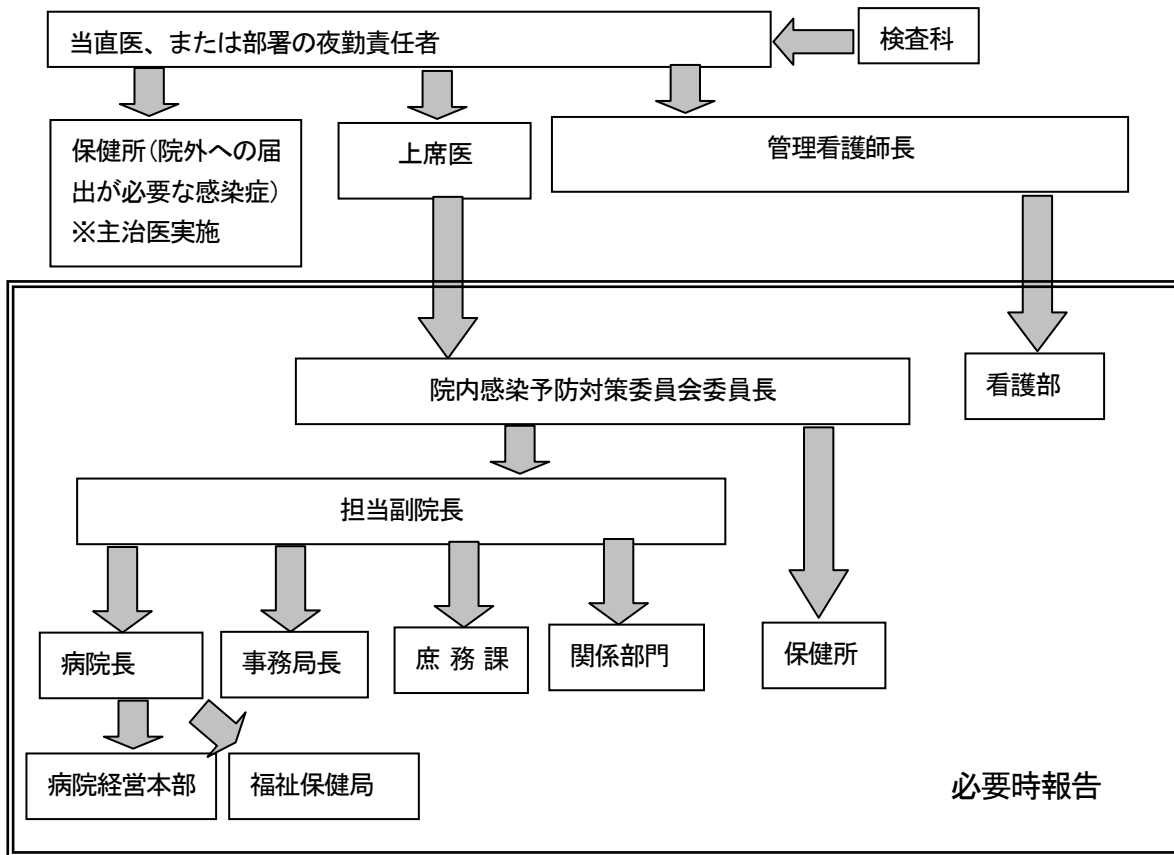
2 報告ルート

院内での報告は口頭、および「感染症発生報告書」「接触者リスト」を用いる。

【平日日中の報告ルート】



【土日休日・夜間の報告ルート】



3 耐性菌等の検出報告ルート

MRSA・ESBL 産生菌等の耐性菌検出報告は以下のフロー図に通り実施する。耐性菌等の検出報告には、「感染症発生報告書」は使用しない。

